

各位



会社名 株式会社 みなと銀行  
 代表者名 取締役頭取 服部 博明  
 (コード番号 8543 東証第一部)  
 問合せ先 執行役員企画部長 藤本 剛  
 (TEL 078 - 333 - 3224)

(訂正)「株式会社りそなホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付け(予定)に関する意見表明のお知らせ」の一部訂正について

2017年9月26日付で開示いたしました「株式会社りそなホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付け(予定)に関する意見表明のお知らせ」及びその添付資料「株式会社みなと銀行普通株式(証券コード8543)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、訂正箇所は下線で表示しております。

## 記

## 【訂正前】

## 1. 公開買付者の概要

(1) 名称	株式会社りそなホールディングス	
(2) 所在地	東京都江東区木場一丁目5番65号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 東和浩	
(4) 事業内容	銀行持株会社	
(5) 資本金	50,472百万円(2017年3月31日現在)	
(6) 設立年月日	2001年12月12日	
(7) 大株主及び持株比率(2017年3月31日現在)	第一生命保険株式会社	5.55%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.39%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.17%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2.93%
	日本生命保険相互会社	2.81%
	AMUNDI GROUP(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.93%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.82%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.46%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.45%	
	GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.40%
(8) 当社と公開買付者の関係		
資本関係	該当事項はありません。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	

関連当事者 への 該当状況	該当事項はありません。
---------------------	-------------

【訂正後】

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	株式会社りそなホールディングス	
(2) 所在地	東京都江東区木場一丁目5番65号	
(3) 代表者の役職・氏名	取締役兼代表執行役社長 東和浩	
(4) 事業内容	銀行持株会社	
(5) 資本金	50,472百万円(2017年3月31日現在)	
(6) 設立年月日	2001年12月12日	
(7) 大株主及び 持株比率 (2017年3月31日現在)	第一生命保険株式会社	5.55%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4.39%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.17%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2.93%
	日本生命保険相互会社	2.81%
	AMUNDI GROUP(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	1.93%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1.82%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.46%
	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1.45%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1.40%	
(8) 当社と公開買付者の関係		
資本関係	該当事項はありません。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	該当事項はありません。	
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。	

【訂正前】

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

(略)

また、当該取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認」に記載の方法により決議されております。

【訂正後】

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

(略)

また、当該取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を

回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

#### 【訂正前】

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 意見の根拠及び理由

##### ① 本公開買付けの概要

(略)

公開買付者、三井住友フィナンシャルグループ、株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」)、当社、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行(以下、6社を併せて「全当事者」)は、2017年3月3日に公開買付者、三井住友フィナンシャルグループ、当社、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行で締結した基本合意書に基づき、三井住友フィナンシャルグループを除く全当事者にあつては本日開催したそれぞれの取締役会において、三井住友フィナンシャルグループにあつては本日同社の執行役において、関係当局等の許認可等が得られること等を前提として、公開買付者が本持株会社を設立し、公開買付者が保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、公開買付者が当社及び関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付けを実施すること、三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行の第一種優先株式(以下、「関西アーバン銀行優先株式」)の全部を公開買付者へ譲渡すること、並びに本持株会社と当社及び関西アーバン銀行両行による株式交換を実施すること等により、本経営統合を行うことをそれぞれ決議又は決定し、本日、公開買付者、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、当社、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の6社を当事者とする統合契約(以下、「本統合契約」)を締結致しました。

(略)

また、三井住友フィナンシャルグループと当社及び関西アーバン銀行との間の歴史的経緯を踏まえ、かつ、一般株主の流動性に配慮した結果、三井住友フィナンシャルグループはその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%から26.3%程度を保有し本持株会社を持分法適用関連会社とすることが適当であると判断致しました。

(略)

上記の検討を踏まえて、本経営統合においては、①公開買付者による本持株会社の設立、②公開買付者が保有する近畿大阪銀行株式の全部についての本持株会社への譲渡、③公開買付者による当社普通株式及び関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付けの実施、④三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行優先株式の公開買付者への譲渡、⑤本持株会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換及び本持株会社を株式交換完全親会社、関西アーバン銀行を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、両株式交換を併せて「本株式交換」)の実施、⑥本持株会社の普通株式の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」)市場第一部への同取引所の定める有価証券上場規程第208条に基づく上場(以下、「テクニカル上場」)等により、(i)本持株会社が近畿大阪銀行、当社及び関西アーバン銀行をその完全子会社とし、(ii)公開買付者が本持株会社の議決権の51%程度を保有して本持株会社をその連結子会社とし、(iii)三井住友フィナンシャルグループがその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%から26.3%程度を保有し本持株会社をその持分法適用関連会社とすることを予定しております(これらの詳細は本経営統合プレスをご参照下さい。)

(略)

#### 【訂正後】

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 意見の根拠及び理由

##### ① 本公開買付けの概要

(略)

公開買付者、三井住友フィナンシャルグループ、株式会社三井住友銀行(以下、「三井住友銀行」)、当社、

関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行(以下、6社を併せて「全当事者」)は、2017年3月3日に公開買付者、三井住友フィナンシャルグループ、当社、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行で締結した基本合意書に基づき、三井住友フィナンシャルグループを除く全当事者にあつては本日開催したそれぞれの取締役会において、三井住友フィナンシャルグループにあつては本日同社の執行役において、関係当局等の許認可等が得られること等を前提として、公開買付者が本持株会社を設立し、公開買付者が保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、公開買付者が本公開買付け及び関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付けを実施すること、三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行の第一種優先株式(以下、「関西アーバン銀行優先株式」)の全部を公開買付者へ譲渡すること、並びに本持株会社と当社及び関西アーバン銀行両行による株式交換を実施すること等により、本経営統合を行うことをそれぞれ決議又は決定し、本日、公開買付者、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、当社、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の6社を当事者とする統合契約(以下、「本統合契約」)を締結致しました。

(略)

また、三井住友フィナンシャルグループと当社及び関西アーバン銀行との間の歴史的経緯を踏まえ、かつ、一般株主の流動性に配慮した結果、三井住友フィナンシャルグループはその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%から26.3%程度(注)を保有し本持株会社を持分法適用関連会社とすることが適当であると判断致しました。

(略)

上記の検討を踏まえて、本経営統合においては、①公開買付者による本持株会社の設立、②公開買付者が保有する近畿大阪銀行株式の全部についての本持株会社への譲渡、③公開買付者による本公開買付け及び関西アーバン銀行普通株式を対象とする公開買付けの実施、④三井住友銀行が保有する関西アーバン銀行優先株式の公開買付者への譲渡、⑤本持株会社を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換及び本持株会社を株式交換完全親会社、関西アーバン銀行を株式交換完全子会社とする株式交換(以下、両株式交換を併せて「本株式交換」)の実施、⑥本持株会社の普通株式の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」)市場第一部への同取引所の定める有価証券上場規程第208条に基づく上場(以下、「テクニカル上場」)等により、(i)本持株会社が近畿大阪銀行、当社及び関西アーバン銀行をその完全子会社とし、(ii)公開買付者が本持株会社の議決権の51%程度を保有して本持株会社をその連結子会社とし、(iii)三井住友フィナンシャルグループがその子会社を通じた保有分を含めて本持株会社の議決権の22.3%から26.3%程度を保有し本持株会社をその持分法適用関連会社とすることを予定しております(これらの詳細は本経営統合プレスをご参照下さい。)

(略)

#### 【訂正前】

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 意見の根拠及び理由

##### ② 本公開買付けに賛同するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(略)

統合グループが事業基盤としている関西圏の域内総生産(約80兆円)が国内GDPの16%を占める状況の下、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであると認識をしております。

(略)

#### 【訂正後】

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 意見の根拠及び理由

##### ② 本公開買付けに賛同するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(略)

統合グループが事業基盤としている大阪府、兵庫県及び滋賀県の域内総生産(約 63.6 兆円)が国内 GDP の 12%を占める状況の下、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであると認識をしております。

(略)

#### 【訂正前】

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 意見の根拠及び理由

#### ③ 本公開買付け後の本経営統合の概要

##### (b) 本株式交換の実施

(略)

#### (注1) 株式の割当比率

なお、本株式交換比率は、本統合契約締結日から 2018 年 4 月 1 日までの間において、本持株会社、近畿大阪銀行、関西アーバン銀行若しくは当社の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本経営統合の実行又は本経営統合の経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、全当事者及び本持株会社が協議の上、変更されることがあります。

(略)

#### (注3) 本株式交換において本持株会社が交付する新株式数 (予定)

(略)

上記の本持株会社が交付する新株式数は、当社が 2017 年 8 月 4 日に提出した第 19 期第 1 四半期報告書(以下、「本第 1 四半期報告書」)に記載された 2017 年 8 月 4 日現在の当社普通株式の発行済株式総数 (41,095,197 株)並びに関西アーバン銀行が 2017 年 7 月 28 日に提出した第 155 期第 1 四半期報告書(以下、「関西アーバン銀行第 1 四半期報告書」)に記載された 2017 年 7 月 28 日現在の関西アーバン銀行の普通株式の発行済株式総数 (73,791,891 株)及び関西アーバン銀行の本優先株式の発行済株式総数 (73,000,000 株)を前提として本株式交換により発行される本持株会社の普通株式数を算出しております。

(略)

#### (注4) 単元未満株式の取扱いについて

(略)

そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

#### 【訂正後】

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

#### (2) 意見の根拠及び理由

#### ③ 本公開買付け後の本経営統合の概要

##### (b) 本株式交換の実施

(略)

#### (注1) 株式の割当比率

なお、本株式交換比率は、本統合契約締結日から 2018 年 4 月 1 日又は全当事者が別途合意する日までの間において、本持株会社、近畿大阪銀行、関西アーバン銀行若しくは当社の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそ

れがあると合理的に判断される事態が発生し、本経営統合の実行又は本経営統合の経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、全当事者及び本持株会社が協議の上、変更されることがあります。

(略)

(注3) 本株式交換において本持株会社が交付する新株式数 (予定)

(略)

上記の本持株会社が交付する新株式数は、当社が2017年8月4日に提出した第19期第1四半期報告書(以下、「本第1四半期報告書」)に記載された2017年8月4日現在の当社普通株式の発行済株式総数(41,095,197株)並びに関西アーバン銀行が2017年7月28日に提出した第155期第1四半期報告書(以下、「関西アーバン銀行第1四半期報告書」)に記載された2017年7月28日現在の関西アーバン銀行の普通株式の発行済株式総数(73,791,891株)及び関西アーバン銀行優先株式の発行済株式総数(73,000,000株)を前提として本株式交換により発行される本持株会社の普通株式数を算出しております。

(略)

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

(略)

そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

## 【訂正前】

### 3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(6) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社の親会社である三井住友銀行が、公開買付者との間で、その保有する全ての当社普通株式18,483,435株(所有割合44.84%)につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしていることに鑑み、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施致しました(なお、以下の①の措置は公開買付者による措置であります。)

なお、公開買付者は、下記①から⑤までの措置を通じて、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

#### ① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価格算定結果報告書等の取得

(a) 算定の基礎及び経緯

(略)

本持株会社対象株式を取得するに当たり、公開買付者が支払う又は拠出する「本総対価」とは、①本公開買付けの対価として支払われる金額、②関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けの対価として支払われる金額、③関西アーバン銀行優先株式の発行済株式総数の100%の取得の対価として支払われる価格及び④近畿大阪銀行の普通株式の発行済株式総数の100%に係る株式価値(以下に定義する「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」と同一)からその銀行による本持株会社に対する貸付金相当額を控除した価値の合算値をいうとのことです。

(略)

メリルリンチ日本証券は、かかる分析に際し、公開買付者の指示に従い、本公開買付け及び関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けのいずれにおいても、その買付上限数以上の応募がなされ、公開買付者が買付上限数の当社普通株式及び関西アーバン銀行普通株式を取得すること、関西アーバン銀行優先株式の全てが上記のとおり公開買付者により取得され本株式交換により本持株会社の普通株式95,612,310株に交換されることその他下記「4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載の取引が予定されたとおりに実

行されることを前提としているとのことです。

(略)

公開買付者は、本公開買付価格、関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格、本株式交換における交換比率、本優先株式譲渡の対価等の本経営統合に関する条件を本株式価値等算定書の内容・分析結果を参考にして全体として検討し、一連の本経営統合の戦略的意義、当社の市場株価推移及び当社の取締役会による本公開買付け又は関西アーバン銀行の取締役会による公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案した上で、当社、関西アーバン銀行、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行と協議、交渉した結果、最終的に本日開催された公開買付者の取締役会において、本公開買付価格を2,233円とすることを決定しているとのことです。

(略)

② 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定結果報告書及び意見書の取得

上記「3. 算定に関する事項」の「(3) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係」の「① 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係」をご参照下さい。

③ 独立した財務アドバイザーの起用

当社は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、当社普通株式の価値の算定を依頼した上記②の独立した第三者算定機関である EY トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社 (以下、「EYTAS」) を独立した財務アドバイザーとして起用するほか、野村証券株式会社 (以下、「野村証券」) を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、当社は、野村証券からは株式価値算定結果報告書及びフェアネスオピニオンは取得していません。

④ 独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、当社の意思決定の方法、過程及びその他本株式交換に係る手続に関する法的助言を受けております。

(略)

【訂正後】

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社の親会社である三井住友銀行が、公開買付者との間で、その保有する全ての当社普通株式 18,483,435 株(注)(所有割合 44.84%)につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしていることに鑑み、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施致しました(なお、以下の①の措置は公開買付者による措置であります。)

なお、公開買付者は、下記①から⑤までの措置を通じて、当社の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

(注) 三井住友銀行の保有する当社普通株式には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、信託管理人の同意等を条件として換価処分の指図権を留保している当社普通株式 16,550,000 株(所有割合 40.15%)が含まれています。以下、三井住友銀行の保有する当社普通株式について同じとします。

① 公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定結果報告書の取得

(a) 算定の基礎及び経緯

(略)

本持株会社対象株式を取得するに当たり、公開買付者が支払う又は拠出する「本総対価」とは、①本公開買付けの対価として支払われる金額、②関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けの対

価として支払われる金額、③関西アーバン銀行優先株式の発行済株式総数の100%の取得の対価として支払われる金額(公開買付者が受け取る2018年3月31日を基準日とする関西アーバン銀行優先株式に係る配当金の予想額控除後)及び④近畿大阪銀行の普通株式の発行済株式総数の100%に係る株式価値(以下に定義する「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」と同一)からりそな銀行による本持株会社に対する貸付金相当額を控除した価値の合算値をいうとのことです。

(略)

メリルリンチ日本証券は、かかる分析に際し、公開買付者の指示に従い、本公開買付け及び関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けのいずれにおいても、その買付上限数以上の応募がなされ、公開買付者が買付上限数の当社普通株式及び関西アーバン銀行普通株式を取得すること、関西アーバン銀行優先株式の全てが上記のとおり公開買付者により取得され本株式交換により本持株会社の普通株式95,612,310株に交換されることその他本統合契約に記載の取引が予定されたとおり実行されることを前提としているとのことです。

(略)

公開買付者は、本公開買付価格、関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けにおける買付け等の価格、本株式交換における交換比率、関西アーバン銀行優先株式譲渡の対価等の本経営統合に関する条件を本株式価値等算定書の内容・分析結果を参考にして全体として検討し、一連の本経営統合の戦略的意義、当社及び関西アーバン銀行の市場株価推移及び当社の取締役会による本公開買付け又は関西アーバン銀行の取締役会による公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案した上で、当社、関西アーバン銀行、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行と協議、交渉した結果、最終的に本日開催された公開買付者の取締役会において、本公開買付価格を2,233円とすることを決定しているとのことです。

(略)

② 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定結果報告書及び意見書の取得  
上記「(3)算定に関する事項」をご参照下さい。

③ 独立した財務アドバイザーの起用

当社は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、当社普通株式の価値の算定を依頼した上記②の独立した第三者算定機関であるEYTASを独立した財務アドバイザーとして起用するほか、野村証券株式会社(以下、「野村証券」)を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、当社は、野村証券からは株式価値算定結果報告書及びフェアネスオピニオンは取得しておりません。

④ 独立した法律事務所からの助言

当社は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、当社の意思決定の方法、過程及びその他本公開買付けに係る手続に関する法的助言を受けております。

(略)

#### 【訂正前】

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社を連結子会社としている三井住友銀行との間で、同行の保有する全ての当社普通株式18,483,435株(注)(所有割合44.84%)につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。

(注) 三井住友銀行の保有する当社普通株式には、同行が退職給付信託の信託財産として拠出し、信託管理人の同意等を条件として換価処分の指図権を留保している当社普通株式16,550,000株(所有割合



40.15%)が含まれています。以下、三井住友銀行の保有する当社普通株式について同じとします。

【訂正後】

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けに関連して、公開買付者は、当社を連結子会社としている三井住友銀行との間で、同行の保有する全ての当社普通株式 18,483,435 株(所有割合 44.84%)につき、本公開買付けに応募する旨の合意をしているとのことです。

【訂正前】

9. 今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③本公開買付け後の本経営統合の概要」及び「④本経営統合後の経営方針」並びに「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(5) 本公開買付け後の本経営統合の概要」をご参照下さい。

【訂正後】

9. 今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 意見の根拠及び理由」の「③本公開買付け後の本経営統合の概要」及び「④本経営統合後の経営方針」並びに「(4) 上場廃止となる見込み及びその事由」及び「(5) 本公開買付け実施後の組織再編等」をご参照下さい。

【訂正前】

メリルリンチ日本証券による本株式価値等算定書における分析及び意見書の前提条件・免責事項等について

(略)

メリルリンチ日本証券は、本経営統合の形態、ストラクチャー、本公開買付け、関西アーバン銀行の普通株式を対象とする公開買付け（以下、本公開買付けと総称して「本公開買付け等」）若しくは本優先株式のそれぞれについて支払われる対価、本株式交換における株式交換比率又は本経営統合のいずれかの段階において支払われるその他の対価等を含め本経営統合の条件その他の側面（本意見書に明記される範囲における本総対価を除く。）について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。

(略)

【訂正後】

別紙2

メリルリンチ日本証券による本株式価値等算定書における分析及び意見書の前提条件・免責事項等について

(略)

メリルリンチ日本証券は、本経営統合の形態、ストラクチャー、本公開買付け、関西アーバン銀行の普通株式を対象とする公開買付け（以下、本公開買付けと総称して「本公開買付け等」）若しくは関西アーバン銀行優先株式のそれぞれについて支払われる対価、本株式交換における株式交換比率又は本経営統合のいずれかの段階において支払われるその他の対価等を含め本経営統合の条件その他の側面（本意見書に明記される範囲における本総対価を除く。）について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。

(略)

(添付資料)

株式会社りそなホールディングスによる 2017 年 10 月 13 日付『(訂正)「株式会社みなと銀行普通株式(証券コード 8543)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ』

以上



2017年10月13日

各位

株式会社りそなホールディングス  
(証券コード 8308)

(訂正) 「株式会社みなと銀行普通株式(証券コード 8543)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングスが2017年9月26日付けで公表致しました「株式会社みなと銀行普通株式(証券コード 8543)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。下線部が訂正箇所となります。

なお、訂正後の記載内容につきましては、以下のURLをご参照下さい。

[http://www.resona-gr.co.jp/holdings/news/hd\\_c/download\\_c/files/20170926\\_3b.pdf](http://www.resona-gr.co.jp/holdings/news/hd_c/download_c/files/20170926_3b.pdf)

## 記

I. 2. (2)②「本株式交換の実施」記載の「本持株会社と対象者との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の(注4)

### 【訂正前】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける対象者の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

### 【訂正後】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける対象者の株主の皆様につきましては、その保有す

る単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

I. 2. (2)②「本株式交換の実施」記載の「本持株会社と関西アーバン銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の(注 4)

**【訂正前】**

(注 4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受ける関西アーバン銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

**【訂正後】**

(注 4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受ける関西アーバン銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

I. 2. (3)①「本経営統合後の本持株会社の状況」記載の表のうち「代表者の就任予定」

**【訂正前】**

代表者の就任予定	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉 なお、代表取締役は 4 名とし、その他の代表取締役 3 名には、それぞれ、本クローリング日における対象者頭取、関西アーバン銀行頭取及び近畿大阪銀行社長が就任する予定です。
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【訂正後】

代表者の就任予定	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉 なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3名には、それぞれ、本クロージング日(下記「4. 本公開買付けに関する重要な契約等」の「(1) 本経営統合の概要」に定義される。)における対象者頭取、関西アーバン銀行頭取及び近畿大阪銀行社長が就任する予定です。
----------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

I. 3. ④「独立した法律事務所からの助言」

【訂正前】

対象者は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、対象者の意思決定の方法、過程及びその他本株式交換に係る手続に関する法的助言を受けているとのことです。

【訂正後】

対象者は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、対象者の意思決定の方法、過程及びその他本公開買付けに係る手続に関する法的助言を受けているとのことです。

I. 4. (1)①

【訂正前】

(前略)

- (i) 公開買付者、対象者及び関西アーバン銀行は、上記(a)乃至(h)の実行後、2018年4月1日に、本株式交換の効力を発生させるとともに、本持株会社の普通株式を東京証券取引所にテクニカル上場させる。

【訂正後】

(前略)

- (i) 公開買付者は本持株会社をして、対象者及び関西アーバン銀行は自ら、上記(a)乃至(h)の実行後、本クロージング日に、本株式交換の効力を発生させるとともに、本持株会社の普通株式を東京証券取引所にテクニカル上場させる。

## II. 4. (1)「算定の基礎及び経緯」

### 【訂正前】

(前略)

本持株会社対象株式を取得するに当たり、公開買付者が支払う又は抛出する「本総対価」とは、①本公開買付けの対価として支払われる金額、②関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けの対価として支払われる金額、③関西アーバン銀行優先株式の発行済株式総数の100%の取得の対価として支払われる金額(公開買付者が受け取る2018年3月31日を基準日とする本優先株式に係る配当金の予想額控除後)及び④近畿大阪銀行の普通株式の発行済株式総数の100%に係る株式価値(以下に定義する「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」と同一)からりそな銀行による本持株会社に対する貸付金相当額を控除した価値の合算値をいいます。

(後略)

### 【訂正後】

(前略)

本持株会社対象株式を取得するに当たり、公開買付者が支払う又は抛出する「本総対価」とは、①本公開買付けの対価として支払われる金額、②関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けの対価として支払われる金額、③関西アーバン銀行優先株式の発行済株式総数の100%の取得の対価として支払われる金額(公開買付者が受け取る2018年3月31日を基準日とする関西アーバン銀行優先株式に係る配当金の予想額控除後)及び④近畿大阪銀行の普通株式の発行済株式総数の100%に係る株式価値(以下に定義する「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」と同一)からりそな銀行による本持株会社に対する貸付金相当額を控除した価値の合算値をいいます。

(後略)

32 頁「メリルリンチ日本証券による本株式価値等算定書における分析及び意見書の前提条件・免責事項等について」

### 【訂正前】

(前略)

メリルリンチ日本証券は、本経営統合の形態、ストラクチャー、本公開買付け、関西アーバン銀行の普通株式を対象とする公開買付け(以下、本公開買付けと総称して「本公開買付け等」)若しくは本優先株式のそれぞれについて支払われる対価、本株式交換における株式交換比率又は本経営統合のいずれかの段階において支払われるその他の対価等を含め本経営統合の条件その他の側面(本意見書に明記される範囲における本総対価を除く。)について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。

(後略)

【訂正後】

(前略)

メリルリンチ日本証券は、本経営統合の形態、ストラクチャー、本公開買付け、関西アーバン銀行の普通株式を対象とする公開買付け（以下、本公開買付けと総称して「本公開買付け等」）若しくは関西アーバン銀行優先株式のそれぞれについて支払われる対価、本株式交換における株式交換比率又は本経営統合のいずれかの段階において支払われるその他の対価等を含め本経営統合の条件その他の側面（本意見書に明記される範囲における本総対価を除く。）について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。

(後略)

30 頁右上の記載

【訂正前】

(空白)

【訂正後】

別紙 1

32 頁右上の記載

【訂正前】

(空白)

【訂正後】

別紙 2

以上